

# 松 田 町

# 学童保育利用案内

松田町子育て健康課  
TEL 0465-84-5544

## 《 学童保育（放課後児童健全育成事業）とは 》

放課後、両親などの就労等により留守家庭となる児童に対し、集団活動を通じて児童の健全な育成及び豊かな情操を育む生活習慣を習得させることを目的とした保育事業です。

近年、女性の社会進出などによりそのニーズが高まり、現在松田町では全学年を対象として学童保育を行っています。

## 目 次

目次	.....	P 1
〈1〉入室の基準	.....	P 2
〈2〉開室場所と連絡先	.....	P 2
〈3〉開室日時	.....	P 3
〈4〉利用に関する届出等について	.....	P 3
〈5〉児童福祉費負担金(保育料)について	.....	P 4
〈6〉緊急時の対応について	.....	P 6
〈7〉利用申請の手続について	.....	P 7
〈8〉その他注意事項等	.....	P 8
〈9〉松田学童保育の利用について	.....	P 9
〈10〉寄学童保育の利用について	.....	P 10
〈11〉学童保育室位置図	.....	P 11

## 〈1〉入室の基準

学童保育の入室対象となる児童は、松田町に住所があり、保護者等が下記のいずれかの理由により昼間家庭にいないため、養育することができない家庭の児童です。

- ①保護者等が就労等により昼間留守家庭の児童
- ②ひとり親家庭の児童
- ③保護者が長期疾病等で保護者に代わる人がいない家庭の児童
- ④その他、災害等特別な事情がある児童

## 〈2〉開室場所と連絡先

名称	小学校区	学童保育所	住所	連絡先
松田学童保育室	松田小学校	松田小学校内	松田町松田庶子200	0465-82-0599
寄学童保育室	寄小学校	寄小学校内	松田町寄2540	090-4533-7890

\* 当日の欠席連絡等は各学童保育の連絡先へお願いします。

\* 電話連絡を行う場合、学童保育開設時間外については留守番電話へメッセージを入れてください。

\* 上記の電話番号は、学童保育に関する連絡以外では使用しないでください。

役場担当課 ⇒ 子育て健康課 子育て支援係

TEL 0465-84-5544

\* 入退所等の届出（連絡）は役場子育て健康課へお願いします。

\* 家庭での保育が可能な日（保護者の仕事が休みの日等）は、学童の利用はできません。場合によっては、状況を確認させていただくことがあります。

### 〈3〉開室日時

\* 松田町の学童保育は次のとおり開設しています。

開設日	月曜日～土曜日 ただし、下記の日を除く ①日曜日 ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日 ③12月29日～1月3日 ④その他町長が特に認めた日
開設時間	小学校授業日 【放課後～19:00】
	小学校休業日 【7:30～19:00】

\* 7:30～8:00、18:00～19:00の延長保育利用については基本保育料に延長保育料が加算されます。

\* 利用時間は、厳守してください。

**◎特別な事情により、申請している利用時間を超えて利用した場合は、翌月に延長保育料を徴収させていただきますのでご承知おきください。**

\* 松田町では、長期休業期間（夏休み）のみの利用についても申し込みを受け付けています。（8月のみの申し込みも可能です）

申し込みの受付時期については、“〈7〉利用申請の手続について”をご参照ください。

### 〈4〉利用に関する届出等について

**\* 利用の際には次の届出があります。各期限までに提出してください。**

届出名	届出する時（届出の内容）	提出期限
学童保育申込書 家庭状況報告書 誓約書 就労証明書	学童に入室するとき	入室を希望する月の 前月15日まで
延長保育申込書	延長利用を希望(追加)するとき、又は止めるとき	利用・変更を希望する 月の前月末まで
長期休業中申込書 〈長期休業月申込書〉	長期休業中〈長期休業月〉のみの利用を希望、 又は通常申し込みを変更するとき	新規:入室を希望する月の 前月15日まで 変更:希望する月の 前月末まで
退室届	学童を退室するとき	退室を希望する月の 前月末まで

\* 届出用紙は子育て健康課でお取り寄せいただくか、町ホームページからダウンロードしていただき、子育て健康課へご提出ください。

**※ 延長申し込みの届出を行った後に延長の内容を変更・取消する場合は、変更等をしたい月の前月末までに子育て健康課で、手続きを行ってください。**

**（手続きには、届出に使用した印鑑が必要となりますので、ご注意ください。）**

**※ 長期休業中〈長期休業月〉の届出を行った後に内容を変更・取消する場合は、変更等をしたい月の前月末までに子育て健康課で、手続きを行ってください。**

## 〈5〉学童保育保護者負担金(保育料)について

\* 学童保育保護者負担金（以下「保育料」といいます。）は以下のとおりとなっています。

負担金種別	利用できる時間等	負担金額
基本保育料	[平日] 放課後～18:00 [土曜日・長期休暇] 8:00～18:00	6,000円/月
延長加算保育料	7:30～8:00の利用	左記時間帯において、 30分につき…… 500円/1回～1,500円/月(限度額)
	18:00～19:00の利用	

- ※ 保育料は必ず納付期限（毎月末）までに納付してください。
- ※ 保育料は、申し込みによって許可された内容について、金額が確定します。  
許可されたにも関わらず、一か月間学童保育の利用がなかった場合でも、保育料はお支払いいただきますのでご注意ください。（手続きについては、前ページをご確認ください。）
- ※ 長期休業期間（夏休み）のみの利用について、7月は期間が短いですが保育料は一か月分お支払いいただきます。
- ※ 延長保育申し込み後は、月額保育料に、延長時間30分につき1回500円を加算した額を、翌月に徴収します。但し、延長時間30分につき月1,500円を限度とします。  
（参考：延長時間30分につき→1回500円・2回1,000円・3回以上1,500円の解釈）
- ※ 長期休業中のみの利用については、利用した月のみ（一か月分ごとに）徴収します。
- ※ 上記の他に、各学童保育室ではおやつ代等を別途実費でいただきます。

\* 保育料の減免を受けることができる場合があります。

**※減免を受けるには申請が必要です**

⇒ 減免を希望される方は印鑑をご持参の上、子育て健康課へお越しください。

減免の種類	条件（対象者）	保育料の額
全額免除	・生活保護法による被保護世帯 ・利用する前年度の市町村民税の所得割が非課税である世帯	基本保育料：6,000円/月 ⇒ <u>0円/月</u> 延長保育料：500円/1回～1,500円/月(限度額) ⇒ <u>0円/1回 ～ 0円/月</u> (※7:30～8:30及び18:00～19:00の利用分)
半額免除	・ひとり親世帯 ・第2子目以降の児童	基本保育料：6,000円/月 ⇒ <u>3,000円/月</u> 延長保育料：500円/1回～1,500円/月(限度額) ⇒ <u>250円/1回 ～ 750円/月</u>
その他	その他災害等により保育料の全部又は一部の納付が困難な世帯	基本保育料：1/3減額 延長保育料：1/3減額

※減免の開始は、原則として減免の申請を行った翌月分からとなります。

※状況によって確認書類の提出をお願いすることがあります。

\* 保育料の納付方法は次の2通りの方法があります。

納付方法	説 明
口座振替	毎月月末頃に指定の口座から保育料を引き落とします。 ※口座から引き落とせなかった場合、別途納付書を発行しますので、送付された納付書にて納付してください。
	【口座振替のできる金融機関等】  さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行、かながわ西湘農業協同組合、ゆうちょ銀行・・・<各本店・支店>
納付書	郵送にて、納付書をお渡しますので、利用月末までに金融機関窓口等で納付してください。  【納付書による保育料支払いができる場所】  松田町役場内（指定金融機関派出所）、松田町寄出張所、さがみ信用金庫、横浜銀行、スルガ銀行、かながわ西湘農業協同組合、中央労働金庫・・・<各本店・支店> ※ゆうちょ銀行は、納付書による保育料支払いができません。

**※保育料を滞納した場合、学童保育の利用ができなくなる場合があります。**



## 〈6〉緊急時の対応について

### 【緊急連絡先の届出について】

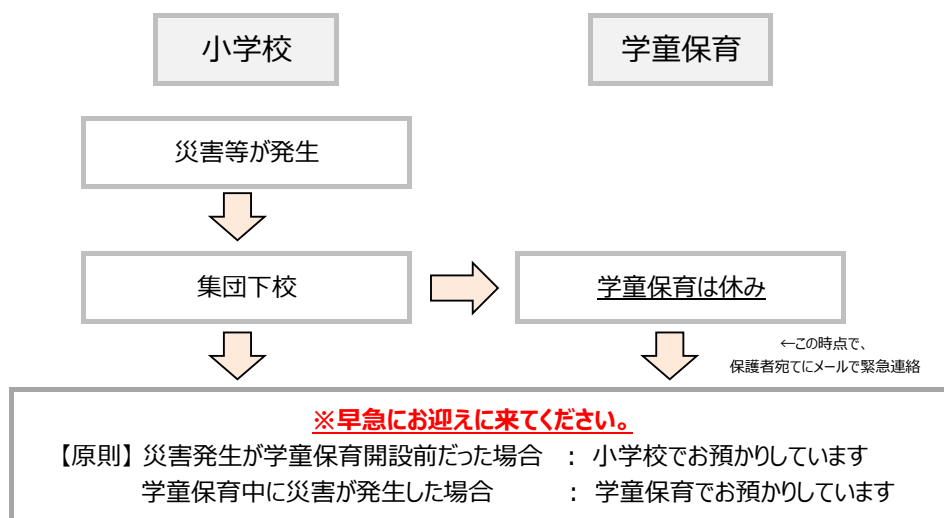
申請時に、電話番号等の緊急連絡先を確認させていただいていますが、これらに**変更があった場合、早急に子育て健康課までご連絡ください。**

また、迷惑メール対策としてメールの受信設定をしている場合、次のアドレスのドメイン指定解除設定を行ってください。

**@town.matsuda.kanagawa.jp**

※学校が休校となった場合、学童も休みになります。

【小学校授業日に災害（台風を含む）等で臨時休校又は早めの下校となった場合の対応】

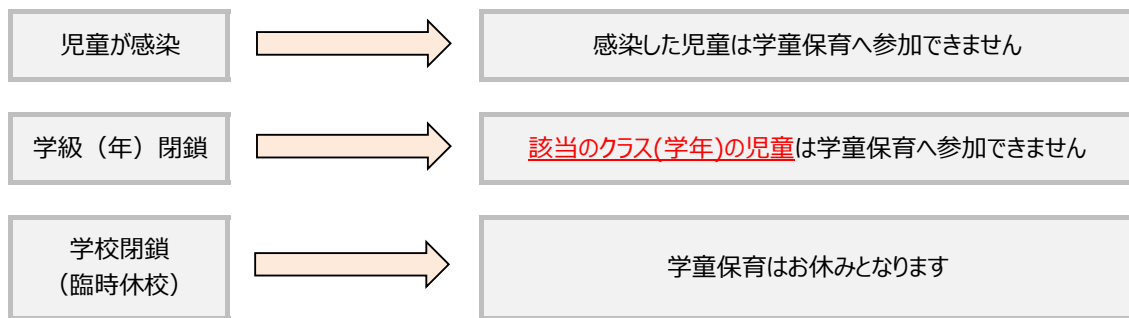


【小学校休業日に災害（台風を含む）等で学童保育の開設が困難となった場合の対応】

前日又は当日6：30までにメールにより、学童保育がお休みである旨の連絡をします。  
※既に開設している時に災害が発生した場合は、状況判断のうえ、なるべく速やかに  
お迎えに来てください)

大きな地震などの災害が発生した場合、電話及びメールでの連絡ができなくなる場合がありますが、連絡がない場合でも、自主的にお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

## 【インフルエンザ等の感染症発生時の対応】



児童の兄弟・姉妹等ご家族がインフルエンザ等感染症となった場合の学童保育の利用については、ご配慮ください。

この他に、学童保育利用中に発熱などの体調変化があった場合、個別にご連絡する場合がありますので、早急にお迎えに来ていただくようお願いいたします。

**この対応はあくまで基本的な対応を定めたものであり、実際の緊急時には状況に応じた対応をとることがありますので、ご承知おきください。**

## 〈7〉 利用申請の手続について

▼毎年度1月中旬に翌年度の利用申請受付を行いますので、忘れずに申請してください。  
※申請期限を過ぎた場合、申込みを受け付けられなくなる場合がありますのでご注意ください。

### ① 翌年度4月から新規で入室の場合

- 1月上旬 説明会（新規入室申込み書配布）
- 2月上旬 新規入室申込み〆切
- 2月末 入室者決定・入室決定通知郵送
- 3月上旬 入室決定者向け説明会

### ② 継続で入室の場合

- 1月中旬 申込書を学童保育室を通じて、保護者に配布
- 2月上旬 新規入室申込み〆切
- 2月末 入室者決定・入室決定通知郵送

### ③ 長期休業期間（夏休みのみ）の入室の場合

- 6月中旬 入室申込み〆切
- 6月下旬 入室者決定・入室決定通知郵送
- 7月中旬 入室決定者向け説明会

\* 年間の長期休業期間（夏季・冬季・学年始及び学年末において）の入室は、①・②と同様

※上記の予定は、変更となる場合がありますのでご了承ください。

※上記を除く年度途中の新規入室の届出提出期限は、“〈4〉 利用に関する届出等について”をご参照ください。説明会等は個別に対応します。



## 〈8〉その他注意事項等

\* 以下に該当する場合、学童保育を利用できなくなる場合があります。

- ・ 利用申請の内容に偽りがあった場合
- ・ 保育料を納付期限までに納めず、滞納した場合 **(※納付が難しい場合は、早急にご相談ください)**
- ・ 他の児童や支援員、または施設や備品を故意に傷つけるおそれがある場合  
※故意に他の児童や支援員、施設や備品を傷つけた場合、治療費や修繕費をご負担いただく場合があります。
- ・ お迎えに遅れる場合、先に遅れる理由を学童保育室に連絡の上、お迎えにきていただくようお願いいたします。

\* 学童保育の利用については、以下のことにご留意ください。

- ・ 保護者の勤務が無い日は、学童は利用せず、ご家庭での保育をお願いいたします。
- ・ 利用時間は必ず守るようお願いいたします。

\* 町ホームページの活用について

<http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

▼町ホームページに学童保育に関する情報や、届出の様式などを掲載しています。  
ぜひご利用いただきますようお願いいたします。

### 【ダウンロードできる届出様式等】

- ・学童保育室入室案内
- ・学童保育申込書
- ・学童保育延長保育申込書
- ・長期休業中＜長期休業月＞入室申込書
- ・家庭状況報告書
- ・就労証明書
- ・自営業従事者等申告書（自営業等の方のみ）
- ・誓約書
- ・学童保育保護者負担金減免申請書
- ・退室届

## 〈9〉松田学童保育の利用について

\* 利用開始前に以下の物をご用意ください。(利用開始日に学童へお持ちください)

- ① 着替え ⇨〔下着・上下衣服・靴下等およびビニール袋を布の袋に入れてご用意ください〕
- ② コップ
- ③ 教材 ⇨〔のり・はさみ・色鉛筆・水性マジック(8色)・セロハンテープ・折り紙・自由帳〕
- ④ クッション等(防災頭巾) ⇨〔床に座る際に使用します〕 ※災害時にはヘルメットを着用します

※上記の物を含め、学童へ持ち込む物には必ず名前を記入してください。

\* お弁当と水筒について

- ・ 学校給食の無い日については、原則としてお弁当・水筒をご持参ください。  
(土曜日は、「おやつ」もご用意ください。)
- ・ カップラーメン等お湯を使うものは持参しないよう、お願いいたします。  
(火傷等の原因となり、危険を伴うため)
- ※夏季は、飲み物は多めに持たせてください。また、お弁当は冷蔵庫に入れておけませんので、保冷材を入れるなど、食材が傷まないようご配慮ください。

\* 送迎については以下の事項についてご注意ください。

### 【送迎記録簿】

学童の入り口に「送迎時間記録簿」が置いてあります。児童を支援員へ直接引き渡す(又は引き取る)際には、送迎時間記録簿の児童氏名欄に、必ず送迎時間をご記入ください。

※支援員とは、学童保育室で保育を行う者のことです。

※自家用車で送迎をする際には、駐車場が狭いですので、出入口付近への進入時や駐車時において、最徐行していただくようお願いいたします。

### 【児童のみの帰宅の禁止】

児童の安全確保のため、児童のみによる帰宅は行っていませんのでご承知おきください。

### 【緊急時のお迎え】

発熱、怪我等により児童の体調が急に悪くなった場合は、保護者のお勤め先または携帯電話等に連絡を入れさせていただきます。その場合速やかなお迎えをお願いいたします。

### 【プールの注意事項】

プールの利用の際には、支援員の指示に従うことができない児童は、当面の間プールの利用を制限することもありますので、ご家庭での指導をお願いいたします。

## 〈10〉寄学童保育の利用について

\* 利用開始前に以下の物をご用意ください。(利用開始日に学童へお持ちください)

- ① 着替え ⇨〔下着・上下衣服・靴下等およびビニール袋を手提げ袋等に入れてご用意ください〕
  - ② コップ
  - ③ クッション等(防災頭巾) ⇨〔床に座る際に使用します〕 ※災害時にはヘルメットを着用します
- ※上記の物を含め、学童へ持ち込む物には必ず名前を記入してください。

\* お弁当と水筒について

- ・ 学校給食の無い日については、原則としてお弁当をご持参ください。  
(土曜日・夏休みは水筒もご用意ください。)
- ※夏季は、飲み物は多めに持たせてください。

\* 送迎については以下の事項についてご注意ください。

### 【送迎記録簿】

学童の入り口に「送迎時間記録簿」が置いてあります。児童を支援員へ直接引き渡す(又は引き取る)際には、送迎時間記録簿の児童氏名欄に、必ず送迎時間をご記入ください。

※支援員とは、学童保育室で保育を行う者のことです。

### 【児童のみの帰宅の禁止】

児童の安全確保のため、児童のみによる帰宅は行っていませんのでご承知おきください。

### 【緊急時のお迎え】

発熱、怪我等により児童の体調が急に悪くなった場合は、保護者のお勤め先または携帯電話等に連絡を入れさせていただきます。その場合速やかなお迎えをお願いいたします。

### 【プールの注意事項】

プールの利用の際には、支援員の指示に従うことができない児童は、当面の間プールの利用を制限することもありますので、ご家庭での指導をお願いいたします。

# 学童保育室位置図

## 松田小学校

電話・FAX 82-0599



## 寄小学校

電話 090-4533-7890

